

「国立感染症研究所村山庁舎の安全対策、災害・事故
対策及び避難対応の強化に関する検討会」
中間整理

平成27年12月4日

国立感染症研究所（以下「国立感染研」という。）村山庁舎では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等の法令に基づいて、特定一種病原体等所持施設として必要な設備の整備や文書・計画の策定など、災害・事故対策及び安全対策について、累次にわたり対策が講じられてきたところである。例えば、国立感染研では、取り扱う病原体等の安全管理について規定した「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」（以下「安全管理規程」という。）を定めており、感染症法に基づく感染症発生予防規程を含むものとなっている。当該安全管理規程では、

- ・病原体等安全管理区域の管理運営のための規則や委員会、また監視委員会の設置などの安全管理体制
- ・病原体等の保管、使用、滅菌、運搬等の基準
- ・曝露や事故・災害時の対応、緊急対策本部の設置などの安全管理基準
- ・研究者等の健康診断の実施・記録や血清の保存などの健康管理
- ・設備の点検・維持管理、教育訓練、法律や規程等の遵守義務

などについて規定している。また、これとは別に、消防法に基づく消防計画を定めているところである。

その一方で、平成27年8月3日の厚生労働大臣・武蔵村山市長会談の際に取り交わした確認事項においては、「災害や事故に備えるため、国として、市や警察等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築するほか、このような市との連携も踏まえ、施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化を進める」とされ、安全対策、事故・災害対策及び避難対応の充実を求められている。また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会（以下「協議会」という。）では、安全対策等について、「住民の目に見える具体

的なものにしてほしい」という要望が出されたところであり、周辺住民への安全・安心の確保という観点から、災害・事故時の対応体制や緊急避難への対応について具体的に検討を進めることが急務となっている。加えて、国立感染研村山庁舎は、現在、日本で唯一の特定一種病原体等所持施設であるため、これまで以上に警備体制の強化に努めることが求められている。

こうしたことから、国立感染研では、地元自治体である武蔵村山市や周辺住民からの理解を得られるよう、災害・事故等の不測の事態への対応体制や警備体制のより一層の強化を目指して、地元自治体の武蔵村山市や警察、消防等の関係機関等を構成員とする国立感染症研究所村山庁舎の安全対策、災害・事故対策及び避難対応の強化に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置し、施設及び施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応について、平成27年9月30日から検討を続けてきた。このような検討会における専門家の視点からの議論を経て、今般、村山庁舎の災害・事故対策及び避難対応や安全対策の強化に当たって緊急的に対応すべき課題について整理し、一定の結論を得たことから、中間整理として取りまとめるものである。なおこの過程において、①万が一の場合の避難経路の確保、②施設周辺の防犯灯・監視カメラの設置、③将来を担う児童の安全確保及び保護者を含む安心の確保等について、別紙の事業例が議論に上がったところである。

また、この中間整理において掲げられた個別の論点については、今後、国立感染研と関係機関（武蔵村山市、警察、消防）との間で、それぞれ具体的かつ詳細な検討を進め、平成28年度中に対応マニュアルとして取りまとめる。

1. 国立感染症研究所村山庁舎における災害・事故対策及び避難対応

（1）関係機関、住民と連携した災害・事故対策及び避難対応の必要性

これまでの災害・事故対策及び避難対応は、国立感染研村山庁舎内に

おける対策が中心であったが、前述の平成27年8月3日の確認事項や協議会での要望も踏まえ、国立施設の災害・事故対策及び避難対応に万全を期す観点から、関係機関や住民と連携した災害・事故対策等を講じることが必要である。具体的には、想定される災害・事故に応じた関係機関や住民への通報・連絡の内容、留意点や避難について、武藏村山市の取組みとも整合性のとれた対策を講じる必要がある。

2. 災害・事故対策及び避難対応の強化方針

(1) 万一想定される災害・事故

地震（建物の破損・倒壊、地震に伴う火災、停電、施設外への病原体等の漏えいなど）や、火災、施設外への病原体等の漏えい、停電のほか、実験中の事故等（針刺し事故や曝露等）、実験動物の施設外への逸走、テロ行為、その他状況によって近隣住民等が不安を感じるような事象（異臭や煙、施設外への漏水など）を想定する。

ただし、個々の災害・事故の態様は千差万別であることから、そのすべてについて場合分けして事前に対応手順を整備することは困難であり、実際の災害・事故の現場では災害・事故の内容に応じて機動的に対応していくことが必要であるため、今回整備する対応マニュアルは実際の現場で活用することができるよう一定程度の柔軟性を持たせることが重要である。このため、想定する災害・事故は幅広く捉えつつも、関係機関や住民への通報・連絡体制や避難については、いくつかの類型ごとに汎用性のある対策を講じることとする。

このような考え方から、この検討会では、対策の骨子となる①消防、警察への通報に当たって留意すべき点、②事態の緊急度等に応じた関係機関や住民への連絡体制、③住民への情報伝達に当たって留意すべ

き点、④避難方法について検討した。

国立感染研では、本検討結果に基づき、（2）から（5）までに掲げられた実務的な課題について、今後、武藏村山市、消防及び警察と詳細な詰めを行い、具体的な対応マニュアルを平成28年度中に整備するとともに、整備後も不斷の見直しを行う。また、協議会などの場を通じて、関係機関や住民にも対応マニュアルの内容の周知を図ることとする。

（2）消防、警察への通報に当たって留意すべき点

災害・事故の発生当初に消防、警察に通報すべき情報を予め整理しておくことが、初動対応を円滑に進める上で重要である。このため、国立感染研は消防、警察の協力を得て、発生当初に通報すべき情報の項目を具体的に洗い出し、連絡先を予め取り決めて、対応マニュアルに記載する。

また、災害・事故の発生時には、消防は消防活動基準及び特殊消防対象物警防計画に基づき活動することから、消防隊員の安全を確保しつつ、施設内に取り残された人を救出するため、災害・事故の発生時に施設内で取り扱っている病原体等の特徴を現場の消防隊と速やかに共有しなければならない。

現在、国立感染研内の休日・夜間の連絡体制は整備されており、これを活用することが緊急連絡体制を構築する上で重要である。このため、上記の休日・夜間の連絡体制も含め、災害・事故の発生時には国立感染研の研究者等から消防隊に対し、病原体等に関する専門的な助言ができる体制について検討を進め、対応マニュアルに反映する。

(3) 事態の緊急度等に応じた関係機関や住民への連絡体制

災害・事故の発生時には、消防・警察のほか、周辺住民や武蔵村山市といった関係機関等に対して速やかに情報提供を行うことが、周辺住民の安心や国立感染研への信頼を維持・向上させる上で重要である。このため、周辺住民や関係機関等への連絡について、災害・事故の種類、事態の緊急度等に応じて検討を行い、以下のとおり整理する。

なお、いずれの災害・事故の場合においても、関係機関や住民からの照会や問い合わせ等については、国立感染研の相談窓口を活用する。また、今後引き続き、国立感染研において、武蔵村山市、消防及び警察への連絡手順・方法や住民への連絡手段の整理、市の防災行政無線の活用に関する調整等について詳細な詰めを行い、対応マニュアルに反映する。

① 地震の場合

武蔵村山市で震度5弱以上の場合、村山庁舎の建物・設備の異常の有無、高度安全試験検査施設（以下「B S L 4 施設」という。）内の異常の有無について、国立感染研は、武蔵村山市、消防及び警察に連絡するとともに、国立感染研のホームページで公表する。

その際、村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがある場合には、避難行動等について、市の防災行政無線等により住民に速やかに連絡する。（緊急時の住民への連絡手段については後述する。）

武蔵村山市で震度4以下の場合であっても、B S L 4 施設内に異常があった場合は、武蔵村山市、消防及び警察に連絡するとともに、国立感染研のホームページで公表する。

また、今後は、地震により村山庁舎の建物・設備（B S L 4 施設

を含む。)に異常があった場合には、影響の大小にかかわらず、協議会で事後的に報告を行うことにより、施設運営の透明性を確保する。

② 火災の場合

火災が発生した場合は、国立感染研は、直ちに消防や警察に通報するとともに、自衛消防活動を行う。また、火災の規模にかかわらず、村山庁舎の建物・設備の異常の有無、B S L 4 施設内の異常の有無について、武蔵村山市、消防及び警察に連絡するとともに、国立感染研のホームページで公表する。

さらに、村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがある場合、避難行動等について、市の防災行政無線等により住民に速やかに連絡する。特に住宅等への延焼のおそれがある場合は、国立感染研は消防隊に協力して住民に避難行動等を呼びかける。

また、今後は、火災があった場合には、影響の大小にかかわらず、協議会で事後的に報告を行うことにより、施設運営の透明性を確保する。

③ その他の災害・事故や不測の事態が生じた場合

上記①、②以外の災害・事故やテロ行為をはじめとする不測の事態によって、村山庁舎の建物・設備、B S L 4 施設内に異常等が生じた場合は、国立感染研は、武蔵村山市、消防及び警察に連絡するとともに、国立感染研のホームページで公表する。

その際、村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがある場合、避難行動等について、市の防災行政無線等により住民に速やかに連絡す

る。

また、今後は、予期せぬ事象により村山庁舎の建物・設備（B S L 4 施設を含む。）に異常があった場合には、影響の大小にかかわらず、協議会で事後的に報告を行うことにより、施設運営の透明性を確保する。

なお、国立感染研がテロ行為の対象となることを未然に防ぐことが極めて重要であり、そのために必要な安全対策の強化については、「3. 国立感染症研究所村山庁舎における安全対策」及び「4. 安全対策の強化方針」において具体的に検討する。

いずれの災害・事故の場合においても、緊急時において住民に避難行動等を呼びかける連絡手段については、とりわけ市の防災行政無線が有効であり、国立感染研は武蔵村山市と防災行政無線の活用方法について詳細な検討を行う。加えて、国立感染研においても防災行政無線による放送に準じた方法により住民への呼びかけを行うことについても検討が求められる。実際、休日や夜間に災害や事故が発生した場合、職員の参集に時間がかかることも考えれば、少数の職員で多くの住民に一斉に呼びかけられる手段を確保しておくことは有効であり、第4回協議会（平成27年6月5日）での議論や本検討会における武蔵村山市及び消防の意見にもあるように、例えば、村山庁舎に屋外放送設備を設置し、緊急時に避難行動等を繰り返し呼びかけることは効果的と考えられる。このため、早期に屋外放送設備を整備することが必要である。

このほか、国立感染研から自治会等への個別連絡については、自治会等の意向も確認したうえで対応する。

(4) 住民への情報伝達に当たって留意すべき点

災害・事故の発生時において、住民が状況に応じて必要な避難行動等をとるためには、災害・事故の状況や住民に求められる避難行動等を具体的に、かつ、速やかに住民に伝達することが何よりも重要である。

したがって、住民への情報伝達に当たっては、誤解の余地がない簡潔な表現を用いて、重要な情報は必ず繰り返して伝えることが重要である。その際、専門用語については一般的な言葉に言い換えるなど、わかりやすい表現を心がけるべきである。こうした観点を踏まえ、予め想定される伝達内容については、武藏村山市などの協力を得ながら、具体的に検討し、その内容を対応マニュアルに反映する。

(5) 避難方法

国立感染研村山庁舎の立地上、外部から庁舎敷地に向かう消防車等の緊急車両にとって、正面ゲートから西に向かって伸びる道路が唯一の進入路になるが、この道路は敷地内の職員や近隣住民にとっても重要な避難経路になっている。このため、緊急車両を円滑に敷地内に進入・展開させるためには、敷地内の職員や近隣住民の避難経路を複数確保しておくことが必要である。例えば、西隣の特別支援学校では、緊急時には北隣の雷塚公園に避難できるよう敷地北側に人や車両が通れる通路を設置しており、国立感染研村山庁舎についても、特別支援学校との間の敷地を利用して南北方向に通路を設置し、雷塚公園に抜けられる避難経路を整備することが必要である。

また、災害・事故の発生時には、消防車等の緊急車両をできる限り速やかに展開させることが必要である。このためには、正面ゲートに

通じる道路とは別に、学園通りから雷塚公園を通って国立感染研村山庁舎に緊急車両が近づけることが有効との消防の意見があったところであり、雷塚公園内に緊急車両用通路を整備することが必要である。

加えて、地域と連携した災害・事故対策、避難対応を推進する観点から、施設周辺に国立感染研や武藏村山市、住民が共同で利用する災害対応施設を整備することが有効である。

武藏村山市では、平日の日中に国立感染研村山庁舎で災害・事故が発生した場合、隣接する市立雷塚小学校の児童を同校校舎・体育館に一時的に避難させることを想定しており、児童とその保護者の安全・安心の観点から、児童の一時避難所となる同校校舎・体育館の環境改善を図ることが必要である。

また、平日日中に限らず、周辺住民の避難場所としては、基本的に村山庁舎の北側は市立第三中学校が、南側は市立第七小学校及び市立第四中学校が考えられており、これらの避難場所への避難に際し、夜間でも多数の人が安全、かつ、円滑に移動できるよう、周辺の道路や公園等における街路灯等の照度を十分に確保する必要がある。併せて、これらの避難場所について、避難する人の安心感を確保するため、どのような機能・設備が必要かを今後検討する。

3. 国立感染症研究所村山庁舎における安全対策

(1) 現状

① 法令上求められている安全対策

国立感染研村山庁舎のB S L 4施設で取り扱うことができる一種病原体については、国際的にも生物テロに使用されるおそれが指摘

されている。このため、感染症法に基づく規則においても、実験室への立入者の氏名や入退室日時を記録するといった内部管理や、一種病原体を施錠した上で保管するなどの物理的な管理が義務づけられており、こうした安全対策が現在講じられている。

② その他の警備対策

法律上求められている安全対策のほか、国立感染研村山庁舎では、従来から以下のような警備体制を構築している。

- ・ 24時間365日の常駐警備員による監視体制
- ・ 敷地及び施設内部の監視カメラ等による監視体制
- ・ 警察当局による定期的警備

さらに、平成27年8月7日にBSL4施設として指定されたことに伴い、

- ・ 正面ゲートに警備員を立哨させた入庁者チェック
- ・ 庁舎内での身分証明書又は来訪者バッジの常時表示の徹底
- ・ 敷地内に駐車する車両の「駐車票」の表示の徹底
- ・ 正面ゲートの常時閉門

といった対策強化を行ったところである。

(2) 安全対策の更なる強化の必要性

前述のとおり、国立感染研村山庁舎では、法律で厳格な管理が求められている病原体を取り扱う施設であることから、現在でも厳重な警備体制を構築しているが、国立感染研村山庁舎のBSL4施設は、日本で唯一厚生労働大臣による指定を受けた施設であり、かつ、国の責任で管理運営する国立施設であるという特殊性があることから、BS

Ｌ４施設や病原体等を狙ったテロ行為を未然に防ぐことが極めて重要である。

さらに、前述のとおり、指定に当たっての厚生労働大臣と武藏村山市長の確認事項においても、周辺住民の安全・安心を確保するため、施設及び施設周辺の安全対策の強化が求められている。

以上のことから、我が国の健康危機管理体制を象徴する施設として、さらに警備体制を万全にする必要がある。

（3）更なる対策強化が必要な分野

現在の安全対策は、施設の施錠や監視カメラの設置等による物理的な措置と、内部関係者の入退室チェックや警備員の常駐等による運用面での措置の両面で対策を講じている。今後の対策強化に当たっても、引き続き、これら両面でのバランスの取れた対策を講じることが必要である。

また、国立感染研村山庁舎のＢＳＬ４施設について、住民等の理解を得ながら運営を進めることが求められる中、住民等と連携した取組を推進することは、警備体制の強化と周辺地域とのコミュニケーション強化の双方にとって有益であり、今後も取組を強化すべき分野である。

4. 安全対策の強化方針

（1）基本的な考え方

上記3（3）の考え方を踏まえ、物理的な措置か運用面での措置か、施設・組織内での対策か施設・組織外での対策かという二つの切り口で整理した4つの分野で、それぞれ対策を強化することを基本とする。

(参考) 国立感染研村山庁舎の安全対策の現状（概念図）

	運用面での措置	物理的な措置
施設・組織内での対策	<ul style="list-style-type: none">・ 実験室立入者の氏名、入退室日時の管理・ 警備員の常駐	<ul style="list-style-type: none">・ 病原体保管場所の施錠・ 施設の施錠・ 監視カメラ等の設置
施設・組織外での対策	<ul style="list-style-type: none">・ 警察による巡回警備	

(2) 施設・組織内の安全対策

① BSL4施設で作業する職員の要件

国立感染研では、「国立感染症研究所BSL4実験室安全操作指針」（以下「操作指針」という。）を策定し、BSL4施設で作業することのできる職員等が満たすべき資質、要件を定めている。具体的には、2年以上のBSL3実験室での研究歴や必要なワクチン接種歴、年1回の健康診断の受診などが求められている。また、平成27年8月には操作指針を改定し、新たにメンタル面のチェックを追加することとし、対策強化が図られた。今後とも操作指針に則り厳格な運用を行うことが必要である。

② 敷地外周フェンス等の整備

庁舎敷地の外周フェンスについては、現在、一部に低い場所があるため、大人が容易に乗り越えることができない高さの外周フェンスを確保することが適当である。

敷地内においても、現在は、直接BSL4施設に入室することが

可能であり、警備員の目が届きにくい構造となっている。このような構造は警備上問題があり、警備員が常駐する正面玄関を必ず通らなければ、B S L 4 施設に入室できないような構造とすることが必要である。

③ 正面ゲートの警備体制の強化

正面ゲートにおける立哨による警備体制は重要であり、その強化に向けては、不審者が来た場合に警備員が管理棟警備員室に迅速な応援派遣を求めることができるよう、管理棟警備員室と連携した警備体制を構築することが必要、との警察の指導がある。このため、正面ゲートの警備体制の強化に関する具体的な対策について、警察の協力を得ながら今後検討する。

(3) 施設・組織外の安全対策

① 地域と連携した安全対策の推進

これまでには、国立感染研村山庁舎の警備に関しては、施設外部の関係者として警察との連携を行っていたが、加えて住民等とも連携し、不審者情報の通報などが得られる関係を構築できれば、安全対策上も効果は大きい。このため、B S L 4 施設をはじめ国立感染研村山庁舎の運営について住民等の理解を促進する取組を進めるとともに、協議会において不審者情報などを情報交換することにより、地域とも連携した安全対策を推進することが必要である。

② 防犯カメラ等による施設周辺の警備強化

庁舎敷地内にも監視カメラ等は設置されているが、敷地外周フェン

スの破壊工作や敷地内への侵入を防ぐためには、敷地境界に近づく不審者に対する警備を強化することが必要である。

具体的には、検討会において、警察から、

- ・正面ゲート付近の監視を強化する必要があること、
- ・国立感染研村山庁舎の敷地北側と接している雷塚公園は、夜間も自由に入り出しき、既存の公園灯があるものの、国立感染研村山庁舎の敷地境界の警備という観点で見た場合、夜間の視認性が十分でないこと

が指導されたところである。加えて、雷塚公園に抜ける避難路を設置する場合は、雷塚公園への出入口付近の監視体制も強化する必要があるのではないかとの指摘が検討会においてなされたところである。

このため、特に、国立感染研村山庁舎の敷地に近づき得る正面ゲート付近、雷塚公園及び村山庁舎敷地から雷塚公園への出入口付近に、カメラや防犯灯を整備し、敷地境界に近づく不審者対策を講じることが必要である。

さらに、BSL4施設や病原体等を狙ったテロ行為を未然に防ぐためには、敷地境界付近の監視に加えて、周辺地域にもカメラを設置し、警察とも連携した警備の範囲を広げることが必要であるという警察からの指導があった。また、BSL4施設を設置する欧米の研究所においては、周辺地域にもカメラを設置し警備体制を強化している例が複数あり、国立感染研村山庁舎についても、武藏村山市や警察の協力を得ながら、周辺地域にカメラを整備することにより警備範囲を広げる必要がある。

なお、これらの対策は、潜在的犯罪者にカメラの存在を気付かせ、逮捕リスクを意識させることによる犯罪抑止効果があるほか、撮影し

た画像を用いて被疑者を特定するといった捜査支援の効果や、設置場所の周辺住民にとっては犯罪不安低減効果が見込まれるものであり、周辺地域の安全・安心の向上にも相当程度資するものである。

国立感染症研究所村山庁舎の安全対策、災害・事故対策
及び避難対応の強化に関する検討会

神子 武己 武蔵村山市 企画財務部企画政策課長
鈴木 浩 武蔵村山市 総務部防災安全課長
比留間 光夫 武蔵村山市 都市整備部施設課長
堂垣 淳 武蔵村山市 都市整備部道路下水道課長
小野寺 潔 東京消防庁北多摩西部消防署 警防課長
坂本 正直 警視庁東大和警察署 警備課長
姫野 泰啓 厚生労働省 大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室長
(平成 27 年 9 月末まで)
安中 健 厚生労働省 大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室長
(平成 27 年 10 月から)
宮川 昭二 厚生労働省 健康局結核感染症課感染症情報管理室長
倉根 一郎 国立感染症研究所 所長
脇田 隆字 国立感染症研究所 副所長
宮原 順三 国立感染症研究所 総務部長
西條 政幸 国立感染症研究所 ウィルス第一部長
濱口 功 国立感染症研究所 高度封じ込め施設運営委員長
棚林 清 国立感染症研究所 バイオセーフティ管理室長

検討会の中間整理の内容を具体化するための施設周辺対策事業例

別紙

1 避難所経路の確保

内容（概要）		理由
① 雷塚公園園路改修等		避難路対策、周辺防犯対策、緊急車両用通路確保
内容 緊急車両用通路等園路整備（柵撤去、園路舗装等）、視界遮断物撤去工事、照明設置、防犯カメラ設置		
② 感染研西側歩道設置（感染研の南側から雷塚公園へ）	北方への避難路確保（国施工）	

2 施設周辺の防犯灯・監視カメラの設置

内容（概要）		理由
③ 周辺地域の街路灯設置等（LED化）		周辺防犯対策、夜間避難（照度向上）
内容 電柱共架（100W相当）、単独柱(400W相当)		
第2案 太陽光発電式街路灯（理由 災害時に電源が断たれた場合の夜間避難用）		
④ 周辺地域の防犯カメラの設置（雷塚小・第七小周辺）		周辺防犯対策
内容 導入費用、保守費用等		

3 将来を担う児童の安全確保及び保護者を含む安心の確保等

内容（概要）		理由
⑤ 雷塚小学校校舎・体育館の環境改善（窓枠改修、扉改修等）		緊急時の一時避難所
⑥ 第七小学校（又は第四中学校）校舎・体育館の環境改善（窓枠改修、扉改修等）		緊急時の避難所
⑦ 第三中学校校舎・体育館の環境改善（窓枠改修、扉改修等）		緊急時の避難所
⑧ 周辺地域の集会所の設置		感染研防災倉庫兼用、一時避難所